

指定生活介護事業 利用契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人若竹大寿会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が運営する「かながわ地域活動ホームほのぼの」（以下「事業所」といいます。）が利用者に対し提供する指定生活介護事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約の期間）

第2条 本契約の契約期間は、_____年____月____日から、現在利用者が所持する「障害福祉サービス受給者証」に明記された「支給決定期間」終了日までとします。

- 2 本契約期間満了日以前に支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。
- 3 契約更新に異議のある利用者もしくは事業者は、契約満了日の3か月前までに相手方に対して文書により契約終了の申出をするものとします。この申出があったときは、本契約は期間満了の日をもって終了するものとします。

（身元引受人）

第3条 事業者は、利用者に対し、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てることを求めることができます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合はこの限りではありません。

- (1) 行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいいます。以下同じ。）であること
- (2) 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を極度額15万円の範囲内で、利用者と連帯して負担します。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - (2) 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置をすること。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業所、事業所のサービス従事者若しくは他の通所利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用者の債務の元本及び同債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（個別支援計画及び契約支給量）

第4条 事業者は、利用者の受給者証に記載されたサービスの支給量を踏まえ、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、ケ

ア会議にて適切な支援内容を検討し個別支援計画を作成します。

- 2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者の法定代理人又は利用者の家族（利用者に法定代理人がなく、かつ適切な家族がないときは身元引受人。以下同じ。）立会いの上、同計画案を利用者に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
- 3 利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 4 事業所は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6か月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については、利用者の法定代理人又は利用者の家族立会いの上、変更後の計画案を利用者に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
- 5 事業者は、前項の個別支援計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 6 利用者又は身元引受人は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

第5条 事業者は、生活介護サービスを提供するために必要な従事者、設備及び備品等を整備し、心身の状況に応じた適切な介護、入浴、食事の提供、健康管理、相談及び援助、創作的活動又は生産活動の提供、機能訓練、社会適応訓練、レクリエーション等を前条に定める個別支援計画に基づいて適切に提供します。

（運営規程の遵守）

- 第6条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者及び身元引受人は遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者の法定代理人又は利用者の家族立会いの上、同計画案を利用者に対して説明し、文書により同意を得ることとします。
 - 3 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料金）

- 第7条 利用者は、重要事項説明書に定める介護給付費等対象サービスの対価として、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から生活介護給付費等の額を控除した額。「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1か月の負担の上限額となります。）を事業所に支払います。なお、生活介護給付費の額については、事業所が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。
- 2 利用者は、重要事項説明書に記載する生活介護給付費等対象外サービスの対価として、所定の料金を事業者を支払います。

（利用料金の計算方法）

第8条 前条に定める介護給付費等の利用料金計算方法は、厚生労働省通知で定められているものとし、具体的な計算方法は、別途重要事項説明書によるものとします。

（利用料金の変更）

- 第9条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者の法定代理人又は利用者の家族立会いの上、利用者

対して事前の説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 利用者は、第1項又は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の支払い方法）

第10条 利用者は、第7条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用料金に係る請求書をサービス提供月の翌々月の20日までに利用者又は身元引受人に通知します。

3 利用者又は身元引受人は請求があった利用料金について、求月の25日（指定日が金融機関休業日の場合には翌営業日）に届け出た指定口座からの引落しにより事業所に支払うものとします。ただし、指定日に引落しが出来なかった場合には請求月の翌月の5日の引落しとなります。

- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。

（利用の中止、変更）

第11条 利用者は、サービスの利用を中止又は変更をする場合、新たなサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。ただし、急な体調不良等の場合は、当日8時30分までに申し出るものとします。

- 2 事業所は、前項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申出に対して、当該希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議する他、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

（事業者の基本的義務）

第12条 事業者は、利用者に対し、自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、必要なサービスを適切に行います。

- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

（安全配慮義務）

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

（緊急時の援助）

第14条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し緊急に連絡します。

（説明義務）

第15条 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

（守秘義務等）

第16条 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や身元引受人、またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ口頭又は文書により利用者又は身元引受人の同意を得ることとします。

（身体拘束の禁止）

- 第17条 事業者は、サービス提供に当たり身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の但し書きの規程に基づき身体的拘束等の行為を行った場合は、事業者は直ちにその日時、態様、利用者の身心状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断したサービス従事者及び当該行為を行ったサービス従事者等の氏名その他必要な事項について、書面に記録します。

（記録保存整備義務・情報公開等）

- 第18条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その記録を利用終了後5年間保管し、利用者又は利用者の同意を得た者或いは請求権を有する者が記録の閲覧、複写等を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 2 前項の閲覧等の申出は事業所の窓口業務時間（祝日及び事業所の休館日を除く毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）に応じます。
- 3 事業者が保有する情報の公開に関しては、別途、情報公開規定に必要な事項を定めます。

（契約の終了事由）

- 第19条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。
- ① 利用者が死亡した場合
 - ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ③ 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合
 - ④ 事業者が登録を取り消された場合又は登録を辞退した場合
 - ⑤ 第20条から第24条に基づき本契約が解約又は解除された場合
 - ⑥ 第2条の契約期間が満了した場合（ただし、満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

（利用者からの中途解約）

- 第20条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

- 第21条 利用者は、次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- ① 事業者正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - ② 事業者が第12条から第18条に定める義務に違反した場合
 - ③ 事業者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

- 第22条 事業者は、利用者に対し、次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもって本契約を解除することができます。

- ① 利用者及び身元引受人に支払能力があるにもかかわらず、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納した場合
 - ② 利用者、身元引受人及びそれらの家族その他の関係者が、事業者、事業所のサービス従事者又は他の利用者等に対して、その生命、身体、自由、名誉、信用、財産その他利益を侵害し、又は著しい不信行為を行ったとき
 - ③ 利用者、身元引受人及びそれらの家族その他の関係者が、利用者の施設利用に関する事業所の助言や相談の申入れ等を正当な理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業所の施設運営を著しく阻害する行為が認められる場合
- 2 事業者は、民法第542条第1項各号又は第2項各号の他、次の各号に該当する場合には、予告期間なしに直ちに本契約を解除することができます。
- ① 利用者が本契約違反又は法令違反その他重大な秩序破壊行為をしたとき
 - ② その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

（苦情解決）

- 第23条 利用者又は身元引受人等は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者又は身元引受人等が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いもいたしません。

（損害賠償責任）

- 第24条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与えたときは、その損害を利用者及び身元引受人が連帯して弁償する責務を負うものとします。

（損害賠償がなされない場合）

- 第25条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます（ただし、以下の各号はあくまでも例示になります）
- （1）利用者及び身元引受人が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - （2）利用者及び身元引受人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
 - （4）利用者及び身元引受人が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 第26条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者又は身元引受人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(協議事項)

第27条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等関係法令及び指定権者である横浜市の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書____通を作成し、それぞれが記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

西暦 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者本人は、身体状況等により自署ができないため、本人の意思を確認の上、代筆します。

代筆者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

事業者 社会福祉法人 若竹大寿会
 (かながわ地域活動ホーム ほのぼの)
住 所 横浜市神奈川区羽沢町550-1
代表者氏名 理事長 竹田 一雄 印